

体育館専用（団体）基本料金

大浜体育館

（単位：円）

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ～12:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:30 ～21:00	9:00 ～15:00	9:00 ～17:00	13:00 ～17:00	13:00 ～21:00	15:00 ～21:00	9:00 ～21:00	
大体育室	全面	平日	一般	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600
		生徒等	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800	
	休日等	一般	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520	
		生徒等	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
	2/3面	平日	一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
		生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
	休日等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680	
		生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
	1/2面	平日	一般	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
		生徒等	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900	
	休日等	一般	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
		生徒等	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880	
1/3面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
	生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600		
休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840		
	生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920		
小体育室	全面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
		生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
	休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
		生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
	1/2面	平日	一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		生徒等	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300	
休日等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920		
	生徒等	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960		
柔道場	平日	一般	3,000	2,700	2,700	6,600	5,700	8,400	5,400	12,000	9,300	15,000	
		生徒等	1,500	1,350	1,350	3,300	2,850	4,200	2,700	6,000	4,650	7,500	
	休日等	一般	3,600	3,240	3,240	7,920	6,840	10,080	6,480	14,400	11,160	18,000	
		生徒等	1,800	1,620	1,620	3,960	3,420	5,040	3,240	7,200	5,580	9,000	
剣道場	平日	一般	3,000	2,700	2,700	6,600	5,700	8,400	5,400	12,000	9,300	15,000	
		生徒等	1,500	1,350	1,350	3,300	2,850	4,200	2,700	6,000	4,650	7,500	
	休日等	一般	3,600	3,240	3,240	7,920	6,840	10,080	6,480	14,400	11,160	18,000	
		生徒等	1,800	1,620	1,620	3,960	3,420	5,040	3,240	7,200	5,580	9,000	
トレーニング室	平日	一般	3,000	2,700	2,700	6,600	5,700	8,400	5,400	12,000	9,300	15,000	
		生徒等	1,500	1,350	1,350	3,300	2,850	4,200	2,700	6,000	4,650	7,500	
	休日等	一般	3,600	3,240	3,240	7,920	6,840	10,080	6,480	14,400	11,160	18,000	
		生徒等	1,800	1,620	1,620	3,960	3,420	5,040	3,240	7,200	5,580	9,000	
研修室	第1	平日	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000	
		休日等	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200	
	第2	平日	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
		休日等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	
	第3	平日	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000	
		休日等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600	

備考

(1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を用いる。

(2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。

(3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。

(4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（次項の表において同じ。）

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第82条の2に規定する専修学校に在学する者又は第83条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額）を加算する。

(6) 許可を得て、別表第1の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

体育館共用（個人）利用料金

（単位：円）

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1人1種目1回	200	100

備考 (1) この表において「1回」とは、体育館長が別に定める時間帯を用いる。

(2) 60歳以上、障がい者及びその介助者1名は半額とする。

体育館附属設備等利用料金

大浜体育館

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金			
マイクロホン	1本	1回	500	補助椅子	1脚	1回	20	
ワイヤレスマイク	1本	1回	300	体操競技用用具	1式	1回	5,000	
テープレコーダー	1台	1回	500	体操用具部分貸利用料金	鉄棒	1台	1回	100
電光得点板	1基	1回	1,000		吊輪	1台	1回	100
フェールランプ表示器	1台	1回	200		鞍馬	1台	1回	100
バスケットボール用30秒タイマー	1台	1回	300		跳馬	1台	1回	100
バスケットボール用20分計	1台	1回	300		平行棒	1台	1回	100
ストップウォッチ	1個	1回	100		平均台	1台	1回	100
トランポリン	1組	1回	1,000		床運動用マット	1組	1回	1,000
レクリエーション器具一式	1組	1回	2,000		マット(長)	1枚	1回	100
審判台	1組	1回	100		マット(短)	1枚	1回	50
得点板	1組	1回	100		記録用机椅子	1組	1回	50
体力測定器具一式	1組	1回	1,000		踏切板	1枚	1回	100
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500	浴室	1室	1回	2,000	
ウレタンマット(薄)	1枚	1回	200	防球ネット	1枚	1回	30	
コインロッカー	1箇所		50	テレビ中継料	1局カメラ3台以内	1日	16,000	
フロアシート	1枚	1回	50					
長机	1脚	1回	50					

備考 (第2項、第3項及び第4項において同じ。)

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用についても同様とする。

野球場利用料金

(単位:円)

種別		区分	利用料金					
			午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
大浜公園野球場	A面	一般	1,200	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		生徒等	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	B面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三宝公園野球場	1面	一般	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		生徒等	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
浅香山公園野球場	1面	一般	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		生徒等	300	600	600	600	600	600

テニスコート利用料金

(単位:円)

種別		区分	利用料金						
			午前8時から午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
土居川公園テニスコート	1面	一般	300	600	600	600	600	600	
		生徒等	150	300	300	300	300	300	
大浜公園テニスコート	1面	一般	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		生徒等	300	600	600	600	600	600	600

テニスコート附属設備等利用料金

種類	単位	使用料
照明設備	1時間	150円

相撲場利用料金

(単位：円)

種別	区分	利用料金			
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大浜公園相撲場	相撲競技（職業 相撲を除く。）	3,600	6,000	8,400	18,000
	集会	7,200	12,000	16,800	36,000
	その他	48,000	72,000	96,000	216,000

備考

- (1) 生徒等が使用するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）半額を徴収する。
- (2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。

相撲場附属設備等利用料金

種別	単位	利用料金
放送設備	1回	3,000
照明設備	1時間	400
V T R	1式1時間	2,000